

特別支援学校ボランティアに参加した学生の活動成果と課題 －合理的配慮の提供の視点から－

鎌田 義彦・石黒 栄亀・堀江 幸治

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻

北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2017年11月1日受付、2017年12月5日受理)

要 旨

本研究は、特別支援学校ボランティア活動に参加した学生の日誌記録から「合理的配慮の提供」の視点についてまとめたものである。

研究の目的は、特別支援学校の教育活動に教員補助として参加し、記録した内容に、「合理的配慮の提供」の視点から記載された事項の内容を調べ、学生のボランティア活動の成果を検討することであった。結果は、特別支援学校の教育活動の中から主体的に観察された「合理的配慮の提供」の内容が多く記録されていた。「合理的配慮」の用語はシラバス等で多く記載しているが、特別支援学校等の授業において一人一人の児童生徒への個別の配慮の提供として具体的に理解することが必要である。このことから期待する結果が得られたことは学生ボランティア活動が有意義な学修になっていることが明らかとなった。併せて今後の学生ボランティア活動を一層有意義にするための課題も得ることができた。

キーワード：特別支援学校、ボランティア活動、合理的配慮の提供

1 はじめに

(1) 特別支援学校での学生ボランティア活動

本学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻の専攻内の科目で取得できる免許は、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、保育士資格である。そして、小学校教諭一種免許を取得するための教育実習が3年次に4週間実施される。この小学校教育実習について、学生には授業の空いた時間に小学校での学生ボランティア（本学では、グリーン・ティーチャー（GT）活動と呼んでいる、以下GT活動と呼ぶ）を体験することが教育実習を進める上で効果的であるとの考えから参加条件として求めている。特別支援学校教育実習は4年次に2週間実施されるが、小学校教育実習と同様に特別支援学校教育実習を履修する学生に対しても障害のある児童生徒の実態を知ることや、特別支援学校の授業の特徴等を知る上で3年次からGTへの参加を積極的に勧めている¹⁾。

(2) 特別支援学校GT活動の日誌

特別支援学校のGT活動を始める前に活動の目的、内容、期間等の説明が学生に伝えられ、図1に示す日誌には、「合理的配慮の提供」の視点から観察することを課した。

これまでの日誌は学生がボランティアとして教育活動で気づいたことや感想等が中心であった。授業では、平成24年1月13日に中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループから報告された内容と、障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」について、新しい概念であるためにワーキンググループとしての定義も示された内容に簡単な事例を基に説明し理解を図ってきた²⁾。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があると定義した。そして、教育分野における「合理的配慮」については、教育委員会、学校、各教員が正しく認識して取り組むとともに、当事者及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められる。さらに、地域における理解啓発を図るための活動を進めることと指摘している²⁾。

平成28年4月「障害者差別解消法」施行にともなって、個々人の障害特性に対する「合理的配慮」が公立学校において法的義務として具体例が示されたことをきっかけに、平成28年5月からボランティア活動で障害のある児童生徒への「合理的配慮」を理解する機会として導入した。特別支援学校での観察が効果的に行われることを考え、体験をともなったGT活動での学修として進めてきた。

2 目的

本研究は、特別支援学校教諭一種免許取得を希望する学生に対して、GT活動に積極的に参加させ、特別な教育的指導・支援を必要とする児童生徒への「合理的配慮の提供」について理解を図ることを目的とした。「合理的配慮の提供」の理解は、障害のある児童生徒一人一人の障害の実態を把握し、実態に基づく教材・教具の工夫等の指導内容・方法を検討するために必要な視点である。4年次特別支援学校教育実習を効果的に進める上でGT活動での積極的な障害への理解を促進することを検討するものである。

3 方法

(1) GT活動について

本専攻は、平成24年10月から4年次特別支援学校教育実習予定の3年次生を対象に北九州市内の特別支援学校に派遣し、教育活動の中で教員補助として児童生徒と接し、関わる体験を行ってきた。学生の多くは長期休業期間を含めて障害児・者と接する機会は少なく、授業の空く時間を利用した福祉団体等でのボランティア活動や宿泊学習、休日実施の特別支援学校の運動会・文化祭等の学校行事に学生ボランティアとして参加してきた。

合理的配慮の気づき	内 容
※概要を記入	場所【 教室・廊下・トイレ・体育館・特別教室 】
	※詳しく記入
メモ：例として、図絵を描くなどに使う ※より具体的に図絵も含めて記載できるようにした	

図1 特別支援学校GT活動の活動記録日誌の一部抜粋

本研究では、平成28年5月から開始し、表1に示すように延べ13名の学生が市内の特別支援学校5校（A～E）に出向き、活動を行ってきた。学生ボランティアを受け入れてくれた特別支援学校の障害種は、知的障害と肢体不自由の特別支援学校である。本学で取得できる特別支援学校教諭一種免許の障害領域は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の3領域であるということから派遣している。

表1 GT活動を行った特別支援学校と本研究に参加した学生数（延べ人数）

		知的障害特別支援学校		肢体不自由+病弱特別支援学校	
学生数		10名		3名	
	知的障害	自閉症	肢体不自由	病弱・身体虚弱	
	7名	3名	3名	0名	

(2) 「合理的配慮の提供」の観察と記録

GT活動に参加する学生には、特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループから報告された各障害種の中から知的障害、自閉症、そして表2に示すように肢体不自由の合理的配慮の内容を記載した日誌を配付した。

学生がGT活動で特別支援学校の教師の補助として障害のある児童生徒と関わる場合、「合

理的配慮の提供」の視点で教師と児童生徒のやり取りを観察・記録することは、将来、対人援助職に携わる教員や地域の社会人として必要な共生社会の形成の担い手として意義あることと捉えられる。学生に「合理的配慮の提供」の理解として、特別支援教育で伝統として大切にしてきた一人一人の障害の実態に応じた指導の状況や自作教材・教具を観察することを課題とした。また児童生徒の学習過程を行動（言語行動を含む）として記録すること、教師の言葉と身振りによる働き掛けに対して児童生徒が応えた結果（行動）に教師の呈示した働き掛けを観察し、記録することなどを示した。

表2 教育分野における肢体不自由に関する合理的配慮の種類と内容

配慮の種類	合理的配慮の内容
(1) -1-1 教育内容 学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮	道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等)
(1) -1-2 教育内容 学習内容の変更・調整	上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等)
(1) -2-1 教育方法 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用 等)
(1) -2-2 教育方法 学習機会や体験の確保	経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。(新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等)
(1) -2-3 教育方法 心理面・健康面の配慮	下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。(体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保 等)
(2) -1 支援体制 専門性のある指導体制の整備	体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校(肢体不自由、知的障害)からの支援を受けるとともにPT、OT、ST等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

(2) -2 支援体制 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。
(2) -3 支援体制 災害時等の支援体制の整備	移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。(車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成 等)
(3) -1 施設・設備 校内環境のバリアフリー化	車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等)
(3) -2 施設・設備 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等)
(3) -3 施設・設備 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。(車いす、担架、非常用電源や手で使える機器 等)

4 結果と考察

学生は、教育活動の中で個別の「合理的配慮の提供」を日誌に「合理的配慮の気づき」として記録した。表3は、学生が記録した「合理的配慮の気づき」の内容を予め障害種別に表示された内容に分類し、件数で示した。

(1) 知的障害特別支援学校のGT活動 (A～C)

最も多く合理的配慮の気づきとして学生に記録されたのは、「(1) -2-1教育方法」について「学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮」の内容であった。予めワーキンググループから「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」として、「知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等)」と具体的に示されており、学生には最も観察が容易な事項であったと考える。

いくつか具体例を挙げると、B学校中学部の作業学習に教員補助として配属された学生は、「(生徒は)初めての作業を始めるとき戸惑っていたが、黒板に書かれていた作業工程を読んで理解し、次第に先生の手を借りずに一人でできるようになっていた。」そして、「次にすることが写真付きで示してあり、そのことが終わると(取り)外すなどして明確に示してありました。」と観察している。知的障害のある児童生徒に対する学習指導の基本の「できる状況」

を教師が準備することについて指摘している。同じくC学校で活動した学生は、「運動場での時間走記録会で早く走れる者とゆっくり走る者に分けて、運動場トラックに周回線（白線）の外側にもう一本線（青線）を引き、速く走る生徒は青色線の外周を走らせ、ゆっくり走る生徒は、白線と青線の間を走るように指導されていた。走行中に事故無く、記録を計測できることで工夫されていた。」と気づき、障害のある児童生徒の発達の段階や運動能力の実態に応じてラインを引き、個の能力を引き出すことや一人一人が最後まで走ることに配慮された環境を記録した。A学校の小学部に配属された学生は、自作教材・教具の工夫について「氷を作る製氷容器にカラーシールが一つずつ貼られ、児童にカラーボールを一つずつ入れていくことが課題です。カラーボールを入れるのに一つ一つのシールを見ないで入れていくことがあるので、視線を注視して入れるように促す。」と教師と児童の学習の状況を観察し、児童のつまづきを予想して、指さし等の援助が必要であると丁寧に記録している。

次に、合理的配慮の気づきとして多く記録されたのは「(1) -1-1 教育内容」について「学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮」の内容であった。具体的な事項として、「できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。」の内容で示されている。A学校小学部に配属された学生は、児童のキャリア教育の観点から「授業始まりの呼名と返事の対応について、発語のある児童は言葉で、(言葉が)でない児童は手をたたくの身体表現で返事をするように(指導)していた。」と気づき、合理的配慮の提供事例として記録した。B学校の小学部においても同様の指導が行われており、学生は「離席が目立つ児童に座っているときに褒めて続けていると、だんだん座っている時間が長くなってきた。褒めることの大切さを実感した。」と記録している。また、学校生活全体で教育的ニーズの高い指導内容として、自閉症の児童に対する身に付けさせなければならないコミュニケーション行動についての気づきで、「言葉は発せなくとも、『今日頑張ったことを発表してください』と先生に発問された際に、積極的に挙手し、身振り手振りで伝えようとしていた。先生の自己表現の仕方を教える状況を見て、コミュニケーション方法の指導は教育活動全体で一貫して行われていると感じた。」と自閉症教育の重要課題を指摘し、記録した。

次は、「(2) -2 支援体制」として、「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」が示され、教職員の専門体制から学内での一貫した指導方針として「他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。」の内容である。B学校小学部に配属の学生は「何かを伝えようと自閉症児が話しかけてくれたが、意図がつかめず対応できなかったが、先生方は行動(身振り等)を見てその児童が何をしてほしいのかを把握していて対応していただいた。すごく勉強になった。」との合理的配慮に気づき、記録している。

件数は少ないが、自閉症の児童生徒への対応として「(3) -1 施設・設備」や「(3) -2 施設・設備」の合理的配慮では、「自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりなどする。」や「衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。」が挙げられている。

B学校小学部において複数の学生が、「柵で（周囲と）仕切り児童の机を分けて、個別にバス利用の料金支払いの手順を学ぶ。」や「自閉症の児童の特性を理解して、一人一人に囲いを作って場所を確保し、集中して勉強できる空間を作っていた。」と知的障害の児童生徒で構成されている学級では前述のような教室環境は変更しないが、自閉症の児童生徒のために学習環境を構造化している教室の違いに気づき、詳しく記録した。

表3 市内特別支援学校のGT活動で「合理的配慮の提供」の気づきの件数

教育分野における合理的配慮の種類	A 特別支援学校		B 特別支援学校		小計	D 特別支援学校		E 特別支援学校		小計	合計
	知的障害	知的	自閉	知的障害		肢体不自由	肢体不自由	計	計		
(1) - 1 - 1 教育内容	2	3	1	1	7	3	3	6	13		
(1) - 1 - 2	1				1		1	1	2		
(1) - 2 - 1 教育方法	4	8	4	6	22	2		2	24		
(1) - 2 - 2	3				3		1	1	4		
(1) - 2 - 3		3			3	1	1	2	5		
(2) - 1 支援体制	1				1	4	1	5	6		
(2) - 2			1		1		0	0	1		
(2) - 3											
(3) - 1 施設設備			1	2	3			0	3		
(3) - 2			1		1			0	1		
(3) - 3											
計	11	14	8	9	42	10	7	17	59		
	42 (8)					17					59

() は、内数で自閉症の気づきの件数を示す

(2) 肢体不自由特別支援学校のGT活動 (D、E)

肢体不自由の特別支援学校で合理的配慮の気づきとして最も多く記録されたのは、表2の「(1) -1-1 教育内容」として「学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮」の内容であった。D学校中学部に配属された学生は、「生徒Fは電動車椅子に座ってスタンドシンバルを叩こうとしていた。バチがシンバルにきちんと当たるように楽器の高さを変えたり本人の手の動く範囲を確認したりして、意見を出し合って調整した。」状況を観察し取り上げた。D学校小学部に配属された学生は水分摂取の指導で、児童の主体的なスプーンの使用を身に付けさせるための指導を観察し、「スプーンを口に近づけ口が開くと、上唇のすくう動きが出るまで待ち、すくったらスプーンを平行に口から抜く。」という一連の協働的で対話が聞こえるような指導の状況を記録した。

次に記録が多かったのは「(2) -1 支援体制」について「専門性のある指導体制の整備」の内容であった。具体的には、D学校小学部に配属された学生が「(児童は) 嚥下障害+寝る＝けいれん発作が生じるため、常に声かけを行うことや肝臓チューブのお腹の皮膚への衛生管理等、医療関係者との連携に基づいた支援、摂食指導」を記録した。児童が学校で元気に活動できる状況づくりには多くの関係機関や保護者、専門家との話し合いの結果が基にあることに気づき、記録した。学校生活を健康で安全に過ごすためには、外部との連携・協力の下に管理職、保健主事、養護教諭、担任、小学部の教員等で共有する重要な情報として判断して記録されたと考える。

また、件数は少ないが「(1) -2-3 教育方法」として「心理面・健康面の配慮」の内容であるが、D学校中学部に配属された学生は、「筋ジスの生徒の給食の時間、摂食できるように食べ物が刻み食になっており、更にスプーンでつぶして摂り込みやすく、嚥下しやすいように車椅子の背面を少し後ろに傾けた姿勢にしていた。一方的にあげるのではなく、口の中の物をしっかり飲み込んでいるかなどに配慮されていた。生徒があまり意欲的でないときには、先生は食べ物が美味しいことを表現したり歌ったりなどして食べるのが楽しくなるように促しておられた。そして、好きな食べ物の方は口を動かし、嫌いな食べ物だとあまり動かさないので、好きな物と混ぜてあげるなど工夫をしていた」状況を観察し、日々の車椅子生活と上下肢、体幹の運動の制約からの健康面や心理面への合理的配慮に気づき記録した。

さらに「(2) -1 支援体制」では、「専門性のある指導体制の整備」の内容として、E学校中学部に配属された学生は「プール指導では、専用の車椅子に乗って、プール内に設置されているスロープを移動して水深が深くなると椅子から先生に抱えられ浮き輪に掴まったりプール遊びを開始する。体温調節のため20分でプールから上がり休憩を入れていた。指導中においても常に生徒の体に触れ冷えていないか、震えが来ていないかを確認したりしておられた。プールから上がるとぬるま湯で体を温めることも行っている。」ことを詳細に取り上げた。

肢体不自由の児童生徒の水泳指導では一人一人の障害の実態に応じた対応が必要になる。

運動量が少ない場合、重複障害の場合などの水泳指導の対応では一人一人の目標、指導方法、評価が異なっている。安全・健康面を第一に配慮し、浮力による身体への軽減の中で自由に動かすことのできる四肢の運動を取り入れた水泳指導の中で、教師の指導体制や配慮に気づき記録した。

(3) まとめと課題

GT活動に参加した学生の「合理的配慮の提供（教師の児童生徒への個別の配慮）」の気づきについて個別に取り上げてきた。多くの気づきを記録できたことは学生にとって学修の成果であったが、「合理的配慮の提供」として合致しない内容や抽象的に記述され不明確な内容も含まれていた。例えば、特別支援学校の校内に設置している「車椅子使用のスロープの長さ」について取り上げたり、「全体指導の場面と単なる小グループ指導の場面」、「生徒指導上、児童生徒をほめること」を取り上げたりするなど、今後のGT活動の事前説明会はもとより1, 2年次の特別支援教育関連科目の精選に当たってGT活動の成果を取り入れてみることや、GT活動開始から序盤の時期に日誌の点検を行うことも課題として挙げられる。

3年次の特別支援学校のGT活動は、特別支援学校教諭一種免許を取得しようとする学生の主体性が発揮できる貴重な体験の機会である。年間5回～15回の活動を通して、知識を基に特別支援学校の教員補助として児童生徒と関わり、障害の実態を理解し、教育課程や各教科等の指導内容・方法を学修・点検できる活動である。また、3年次から継続されるGT活動の成果は、4年次の必修科目「特別支援学校教育実習事前指導」における学習指導案作成にも反映すると考えられる。

特別な教育的指導・支援を必要とする児童生徒への理解は、教育活動における「合理的配慮の提供」の観点から示された事項を提供することによりボランティア活動が有意義な学修となることが改めて結論づけられた。

《引用文献》

- 1) 鎌田義彦、石黒栄亀、堀江幸治 (2016) 「教員インターン実習から得られた成果と課題—合理的配慮の提供の視点から—」九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻
- 2) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告—学校における「合理的配慮」の観点—(平成24年2月13日)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316182.htm

《参考文献》

- 1) 川島 眞 (2014) 「多様化する学生と教育実習条件について」尚美学園大学 教師教育研究 第27号 全国私立大学教職課程研究連絡協議会

Results and issues of university students who participated in volunteer activities in special support schools : Consideration from the viewpoint of “Providing reasonable accommodations”

Yoshihiko KAMATA, Eiki ISHIGURO, Koji HORIE

Department of education and Psychology, Faculty of humanities,

Kyusyu Women's University

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kita-Kyusyu City, Fukuoka, 807-8586, Japan

Abstract

In this study, we examined the contents of "reasonable accommodation" in a diary recorded by a student who volunteered in a special support school.

The purpose of this study was to examine the content of "Providing reasonable accommodation" from the diary and to examine the outcome of volunteer in the special support school which was worked as volunteer by the university students.

As a result, the subjective observation of the university students has resulted in many "Providing reasonable accommodations" in the special support schools. "Providing reasonable accommodations" should be provided in consideration of individual characteristics of students who need it. Furthermore, students of teacher training course should understand the contents of specific "Providing reasonable accommodations".

In this study, we clarified what is the problem in the future, in order to make university student volunteers activities meaningful.

Keywords : Special support schools, Volunteer activity, providing reasonable accommodations